

条例第7号

宇和島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月18日

宇和島市長

関原文彰

宇和島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市職員の給与に関する条例（平成17年条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与)</p> <p>第3条 職員に支給する給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第3条 職員に支給する給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(給料)</p> <p>第5条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第5条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(通勤手当)</p>	<p>(通勤手当)</p>
<p>第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

